

5. 長期履修学生制度について

本学では働きながら学ぶ大学院生の修学を助成するために長期履修学生制度を設けています。本制度は、職業を有している等の事情により、標準修業年限（修士課程2年、博士課程3年）で教育課程を修了できないと考える学生に対し、本人からの申請に基づいて計画的な履修をあらかじめ認めるものです。長期履修を許可された学生は原則として標準修業年限の授業料で長期履修許可期間の修学が可能となります。

【1. 主な対象者】

職業を有する社会人

【2. 長期履修の在学期間】

各研究科にて定められている年数を超えて申請することはできません。（ただし、休学期間は含みません。）

課程	研究科名	標準修業年限	在学期間
修士課程 博士前期課程	人文科学研究科，教育学研究科， 経済・社会政策科学研究科，総合理工学研究科 医学系研究科（保健学専攻）	2年	4年
博士課程 博士後期課程	総合工学系研究科 医学系研究科（保健学専攻）	3年	6年

※ 医学系研究科医科学専攻，医学系専攻，疾患予防医科学系専攻及び教育学研究科高度教職実践専攻（教職大学院）においては申請を受け付けておりません。

【3. 申請手続】

1. 入学時に申請する場合

人文科学研究科，経済・社会政策科学研究科，総合理工学研究科及び総合工学系研究科の合格者で長期履修制度を希望する方は、まず、入学手続期間中に「長期履修希望調書」を提出してください。その後、研究科の指定する日までに指導教員と履修計画を相談のうえ、「長期にわたる教育課程の履修申請書」を各研究科の学務窓口へ提出してください。

教育学研究科・医学系研究科（保健学専攻）の合格者で長期履修制度を希望する方は、研究科の指定する日までに、「長期にわたる教育課程の履修申請書」を指導教員と相談のうえ作成し、各研究科の学務窓口へ提出してください。詳細は、別紙の各研究科からの案内をご覧ください。

2. 1年次在学中に申請する場合

研究科の指定する日までに、「長期にわたる教育課程の履修申請書」を指導教員と相談のうえ作成し、各研究科の学務窓口へ提出してください。

なお、2年次以降は長期履修申請ができませんので、ご注意ください。

【4. 長期履修制度を利用した場合の授業料】

長期履修を申請して認められた場合の授業料納入金額は、次のとおりです（平成29年度現在）。

※ 授業料の改定が行われた場合には変更されますので、ご承知おきください。

—— 長期履修学生制度における授業料納入額の例 ——

①修士課程・博士前期課程

【通常】標準修業年限 2年

1年目	2年目	総額
¥535,800	¥535,800	¥1,071,600

枠内の授業料金額は1年間に納入する額です。

【入学時に長期履修を申請】

○長期履修期間3年で許可された場合

1年目	2年目	3年目	総額
¥357,200	¥357,200	¥357,200	¥1,071,600

[通常の授業料年額] 535,800円 × [標準修業年限] 2年 / [長期履修期間] 3年 = [授業料年額] 357,200円

○長期履修期間4年で許可された場合

1年目	2年目	3年目	4年目	総額
¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,071,600

[通常の授業料年額] 535,800円 × [標準修業年限] 2年 / [長期履修期間] 4年 = [授業料年額] 267,900円

【1年次在学時に2年次以降の長期履修を申請】入学時申請と納入総額が異なります。

○2年次から、長期履修期間3年で許可された場合

1年目※1	2年目※2	3年目※2	総額
¥535,800	¥357,200	¥357,200	¥1,250,200

※1：[通常の授業料年額] 535,800円

※2：[長期履修期間3年で計算した授業料年額] 357,200円

○2年次から、長期履修期間4年で許可された場合

1年目※1	2年目※3	3年目※3	4年目※3	総額
¥535,800	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,339,500

※1：[通常の授業料年額] 535,800円

※3：[長期履修期間4年で計算した授業料年額] 267,900円

②博士課程・博士後期課程

【通常】標準修業年限 3年

1年目	2年目	3年目	総額
¥535,800	¥535,800	¥535,800	¥1,607,400

【入学時に長期履修を申請】

○長期履修期間4年で許可された場合

1年目	2年目	3年目	4年目	総額
¥401,850	¥401,850	¥401,850	¥401,850	¥1,607,400

[通常の授業料年額] 535,800円 × [標準修業年限] 3年 / [長期履修期間] 4年 = [授業料年額] 401,850円

○長期履修期間5年で許可された場合

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	総額
¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥1,607,400

[通常の授業料年額] 535,800円 × [標準修業年限] 3年 / [長期履修期間] 5年 = [授業料年額] 321,480円

○長期履修期間 6 年で許可された場合

1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	総額
¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,607,400

[通常の授業料年額] 535,800 円×[標準修業年限]3 年/[長期履修期間]6 年=[授業料年額]267,900 円

【1 年次在学時に 2 年次以降の長期履修を申請】入学時申請と納入総額が異なります。

○2 年次から、長期履修期間 4 年で許可された場合

1 年目※1	2 年目※2	3 年目※2	4 年目※2	総額
¥535,800	¥401,850	¥401,850	¥401,850	¥1,741,350

※1：[通常の授業料年額]535,800 円

※2：[長期履修期間 4 年で計算した授業料年額] 401,850 円

○2 年次から、長期履修期間 5 年で許可された場合

1 年目※1	2 年目※3	3 年目※3	4 年目※3	5 年目※3	総額
¥535,800	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥321,480	¥1,821,720

※1：[通常の授業料年額]535,800 円

※3：[長期履修期間 5 年で計算した授業料年額] 321,480 円

○2 年次から、長期履修期間 6 年で許可された場合

1 年目※1	2 年目※4	3 年目※4	4 年目※4	5 年目※4	6 年目※4	総額
¥535,800	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥267,900	¥1,875,300

※1：[通常の授業料年額]535,800 円

※4：[長期履修期間 6 年で計算した授業料年額] 267,900 円

【5. 申請を認められた学生が長期履修期間を短縮する場合】

申請を認められた学生が在学期間を短縮する場合には、各研究科の定める期日までに「長期にわたる教育課程の履修期間の短縮申請書」を提出してください。長期履修の短縮を認められた際は、標準修業年限分の授業料と既納の授業料の差額を一括納入していただくこととなります。